

報告第9号

市長の専決処分事項の報告について

損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

平成29年9月4日提出

大田原市長 津久井 富雄

専決第9号

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり
専決処分する。

平成29年7月31日

大田原市長 津久井 富雄

損害賠償額の決定及び和解について

平成29年5月29日、大田原市中央二丁目2878番17地先、市道中央202号線
で発生した道路舗装の破損で生じた段差による車両右後輪の損傷事故について、当該事故
による損害賠償の額を次のとおり決定し和解する。

記

1 損害賠償額 1, 560円

2 和解の内容

- (1) 大田原市は、相手方に対し損害賠償額1, 560円を支払う。
- (2) 当事者は、互いにこのほかの請求権を放棄し、前項に定める以外の請求はしない。

3 相手方の住所及び氏名

住所 ○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○